

さん  
**燦**  
SUN

第10号 2005年7月発行



**OIKE LAW OFFICE**

事務所報

弁護士 井上博隆	弁護士 草地邦晴
弁護士 長谷川彰	弁護士 小原路絵
弁護士 野々山宏	弁護士 茶木真理子
弁護士 坂田均	弁護士 稲山理恵子
弁護士 永井弘二	弁護士 上里美登利
弁護士 長野浩三	弁護士 住田浩史

事務局一同



事務所から望む祇園祭

## 暑中お見舞い申し上げます

御池総合法律事務所は、本年7月で開設10周年を迎えることになりました。

この10年間、「社会のフェアネスを実現する事務所」、「弁護士としてやりたいことが実現できる事務所づくり」「専門的かつ総合的な法的サービスの提供」という三つの理念を旗印に邁進してきました。お蔭様をもちまして、ようやく一輪の蕾が花を開かせようとしています。

企業コンプライアンスや消費者・株主主権の重要性の認識にともなって、法律事務所への期待も大きく変質しようとしています。この期待に応えるために、わが事務所も大きく変化していかなくてはなりません。

これからの10年を見据えて、事務所を大胆に改革し、各弁護士がより確信をもって三つの理念を実現して参りますので、今後とも宜しくご支援下さるようお願い申し上げます。

2005年 夏

**御池総合法律事務所**

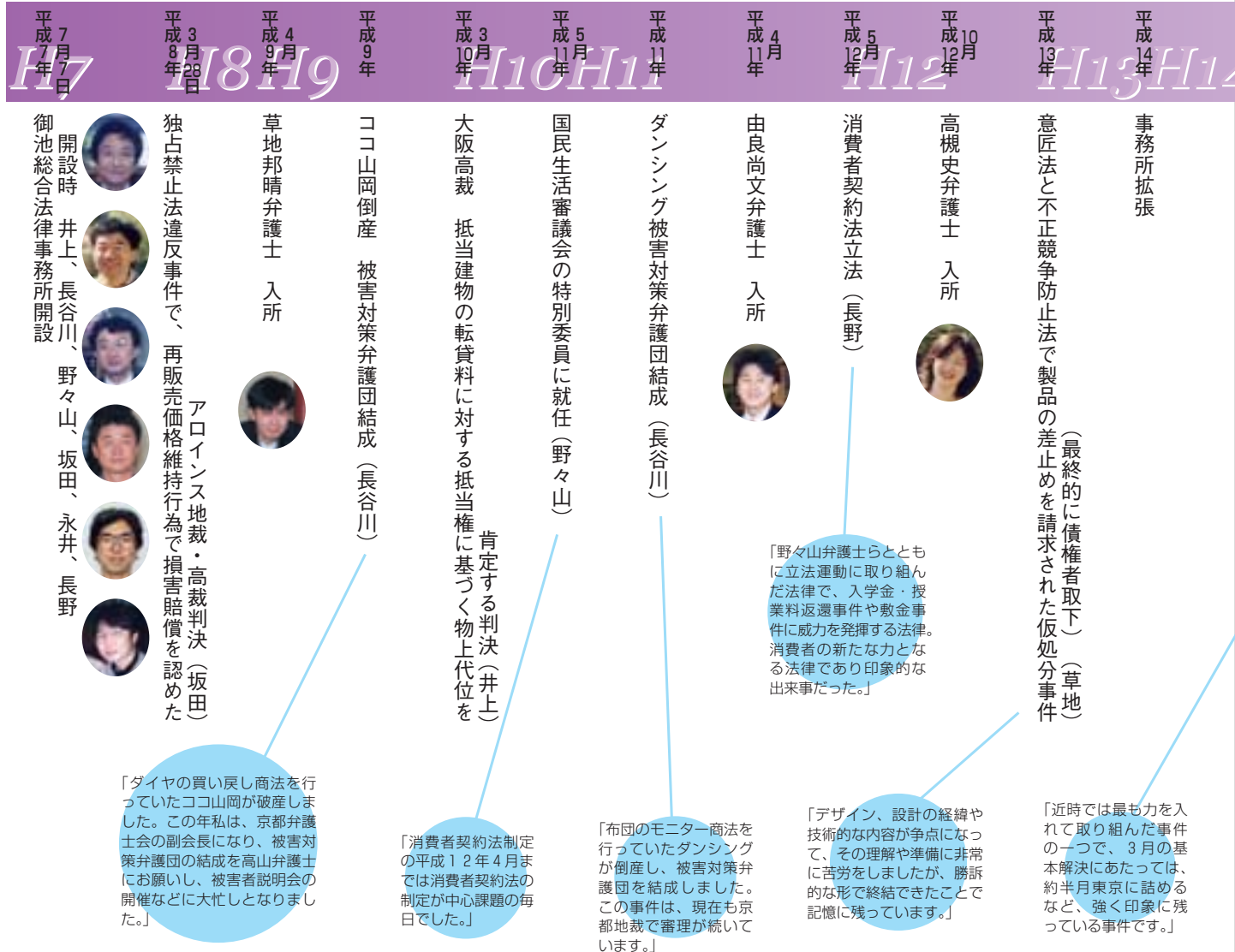
京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階  
TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012  
E-mail oike-law@mbox.kyoto-inet.or.jp  
URL <http://www.oike-law.gr.jp/>

No.10

7

2005

# 御池総合法律事務所 ～これまでの10年～



## 平成7年～14年

「大型破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員、破綻した金融機関の業務監査委員会委員を経験し、企業経営の諸問題の一端に触れることができました。」（井上）

## 平成9年～現在

## 平成10年～現在

## これからの10年の抱負

### 井上弁護士

- ①高齢者・障害者に関する諸問題は、特に財産の少ない人について緊急の問題が山積している。また、知的障害者等は親亡き後の問題が緊急の課題となっている。行政や福祉・医療関係の人たちと連携しながらよりよいシステムを構築するようしたい。
- ②民法は金融取引判例と共に深化してきたといわれているが、更に研鑽を積みたい。
- ③弁護士は、法律の専門家としてだけでなく、企業の役員等、社会的活動をしているNPOの役員等、行政のオンブズマン等の役割を求められている。社会的に何が公正・妥当かという感覚をときどき信頼を獲得する不断の努力が必要とされている。

### 野々山弁護士

弁護士としてのさまざまな業務活動によって、公正な社会を実現していくための一助になろうということはこれまでと同様です。最近の希望は日本に新しい形の消費者団体ができて欲しいと思っており、それに取り組むつもりです。また、最近の日本をめぐる国際関係を見ると、今まで以上に世界の日本の日本を意識していく必要性を感じています。

### 長谷川弁護士

- ①京都の医療過誤弁護団を充実させて、協力医との連携を確立し、京都での医療過誤事件の解決システムを構築したい。
- ②この事務所から定期的に任官者を輩出できるシステムを確立したい。

### 坂田弁護士

事務所体制を組織的、機能的なものにし、専門部門単位で事件処理ができるようにしていきたい。

### 永井弁護士

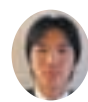
水俣病訴訟、薬害ヤコブ病訴訟などに関わることができましたが、今後も薬害イレッサ訴訟などを中心として、少しでも社会や国のひずみに立ち向かえる仕事に関わりたいと思います。

### 長野弁護士

今後10年は消費者団体訴訟制度が立法化されるので、同制度を使って、消費者団体による事業者の不当行為の差止活動を定着させていきたい。損害賠償事件については引き続き取り組んでいきたい。

継続的取引の解消に関する事件解決（小原）

上里美登利弁護士、住田浩史弁護士入所



「当事務所に入所して直ぐに受任した継続的取引及び独占禁止法に関する事件が先日解決しました。長い時間がかかった事件で、色々調べたりしたことなど印象に残っています。私のデスク周りに溢れかえていたその商品が無くなったときに、あー解決したんだと実感しました。もちろん、和解による解決で依頼者に納得してもらって解決できたことが一番嬉しかったです。」

薬害イレッサ訴訟、大阪地裁、東京地裁に提訴（永井）

とする条項を消費者契約法10条により無効とする判決（長野）  
京都地裁 家屋賃貸借契約における自然損耗の回復費用を借借人負担

先物被害事件で、損害金100%を回収する内容での和解成立（茶木）

京都先物・証券取引被害研究会を発足（長谷川）

若松接見妨害国賠訴訟 最高裁判決（草地）

高槻史弁護士 退所

稲山理恵子弁護士 入所



「代表幹事に就任しました」

「最高裁で逆転敗訴となりましたが、最高裁での弁論にも出頭し、記憶に残っています。」

「依頼者が高齢者で、何とか良い解決をしたいと思っていたのと、依頼者にも大変喜んでもらったので印象に残っています。」

「この件はずっと弁護士になって以来取り組んできた敷金問題を一気に解決させる予感をはらんだ判決だったのでちょっと涙がちょちょ切れました。」

ホームページ開設

由良尚文弁護士 退所  
小原路絵弁護士、茶木真理子弁護士 入所



中古車売買契約キャンセル料無効事件判決（野々山）

「消費者契約法9条の解釈のリーディングケースとなった事件。毎回、消費者相談員の方が多数傍聴に来ておられ、プレッシャーでした。勝訴して本当に良かった。」

薬害ヤコブ病事件、確認書調印、基本解決（永井）

「行政の諮問機関や弁護士会の高齢者障害者に関する委員会等で、高齢者・障害者に関する問題、特に、介護保険や成年後見制度について、あるべき制度、契約関係、具体的な解決困難事例の解決方策等を検討し、現在も模索中です。」（井上）

「金融取引のトピックな事案に取り組み、いくつかの判決が判例雑誌に掲載され、ロースクールで金融取引法を担当することになりました。」（井上）

**草地弁護士**

子どもを取り巻く環境は、むしろ悪化している感すら在りますので、その整備に関わっていきたくと考えています。また、知的財産に関する事件についても、弁護士に対するニーズが高まっているところですので、この分野にも積極的に関わって研鑽をつみたいと思っています。

**小原弁護士**

10年経っても初心を忘れることなく、精進していきたくです。

**茶木弁護士**

一般的な事件について依頼者に満足していただけるだけではなく、得意とする専門的な分野をもつことができるようになります。

**稲山弁護士**

一つ一つの事件に誠実に対応する姿勢を持ち続けたいと思います。

**上里弁護士**

日々の業務をこなすだけでなく、自らの指針を立て、自律的に活動できる弁護士になりたいです。日々の業務と少し離れますが、私は外者ゆえに、京都のまちに大変興味をもっております。弁護士として何が出来るかは模索中ですが、京都の産業の活性化から街並み保存形成に至るまで、広い意味でのまちづくりに関わっていければと思っています。

**住田弁護士**

弁護士になってまだわずかですが、日々があっという間に過ぎていくのを実感しています。これからもおそらく、めまぐるしいスピードで日々が過ぎていくのだと思いますが、それに流されることなく、10年後にも、何のために弁護士となったかという初心を忘れずに、弁護士を続けていられたらと思います。





# 御池総合法律事務所設立を振り返って

弁護士 井上博隆  
inoue@oike-law.gr.jp

御池総合法律事務所は、10年前の平成7年（1995年）7月1日誕生しました。長谷川、野々山、永井の所属した河原町法律事務所と坂田、長野と私が所属した井上坂田法律事務所が合併して誕生しました。

この時の「新事務所開設のお知らせ」には下記の通り書かれています。

『現代は社会が非常に複雑になり、法律問題も複雑かつ多様になってまいりました。一人の弁護士がこれら様々な問題の全てに広く深く精通することが困難であるとの共通の認識の下に、皆様にどんな案件でも、より高度の法的サービスを、より速く、より経済的に提供できるように、各人の従前から蓄積して来た知識や経験を総合的に生かそうという考えで合併することになった次第です。

弁護士、事務局共々協力して、更に、専門とする分野に研鑽を積み、専門家集団としての特質を生かした、より一層高度な法的サービスを提供できる、従前にはない新しい形の法律事務所にしたいと思っています。』

平成に入って、私達は、京都市の審議会や弁護士会の委員会において、京都市消費者保護条例の不正取引のメニュー化についての改正、情報公開条例の制定、個人情報保護条例の制定、行政手続法の制定等に関わりました。これらの新しい条例や法律は、公正な取引、開かれた行政、個人の尊重などを指向するものであり、また、行政の不透明な指導・監督から法による規律を目指すものでした。

私達の先輩からは、弁護士は大きく分けると「ブル弁（ブルジョア弁護士）」「ロウ弁（労働弁護士）」に分かれると聞かされてきましたが、この頃には、冷戦時代を象徴するような色分けは意味がなくなっていました。公正公平な社会を求める法制度と法思考による時代の到来を感じていました。

新しい法制度が次々に出され、紛争だけでなく紛争に至らない予防的法的判断が強く求められていました。一人の弁護士が何でも的確に判断出来る時代ではなくなってきたことを実感していました。

このような共通の考えから、新しい弁護士事務所像を指向し、より専門化した事務所を作りたいと思

い、御池総合法律事務所を設立しました。

この10年の間、金融ビッグバン（金融制度の抜本的改革）のFree（参入規制）Fair（情報開示、消費者保護）Global（国際的の水準の法制度・会計基準）に象徴されるように、国際的にも通用するよう、規制緩和や効率の良い社会を目指すとともに公正・公平な社会を求められるようになりました。また、個人としてより尊重される社会が求められるようになってきました。

これを反映して、製造物責任法、情報公開法、消費者契約法、介護保険法、成年後見制度、個人情報保護法等重要な法律が次々に施行され、また、憲法以外の民法、商法、刑法をはじめとして、ほとんどの法律が改正されたと言っても過言でないほどの。

私達が指向した法律事務所のコンセプトが、より一層必要とされるようになってきたように思います。

そして、現在において、大企業のいくつもの不祥事を受けてコンプライアンス（法令遵守）が強く要請されているだけではなく、更に、企業の社会的責任も強く要請されるようになってきました。

これに伴い、弁護士は、的確かつ迅速な法的判断を求められるとともに、更に、法的判断だけではなく社会的妥当性の判断まで求められるようになってきました。

英語で弁護士のことをコンサルタントともいいますが、従来、日本では、弁護士は裁判をする人と思われてきましたが、裁判をしないようにする人となりつつあるように思います。

この「燦」第1号で、世阿弥の「風姿花伝」の「家として続いているだけでは道の家ではない。道を承継してこそ道の家である。その家の人だからといって道の人とはいえない。道を知っていてこそ道の人である。」という現代語訳を紹介し、この道とは、能のノウハウのことだけではなく、風姿花伝の序にある「天下安全」「諸人快樂」のことではないでしょうかと書いています。

さらに、御池総合法律事務所としての道の家を歩み続けていきたいと思っています。

10周年に寄せて

## 「さわやか弁護士」のその後

弁護士 由良尚文



びかぴかのバッジと初々しさを胸に、社会正義実現に燃えていた御池時代。でも、頼りない弁護士で、最初に長野先生と行った暴力団員風男性に対する強制執行では、110番通報で駆けつけた刑事さん達をそのスジの援軍と勘違いするほどビビってしまいました。

当時は、よく「さわやかですねえ。」とも言われました。改めて当時の写真を引っ張り出し、同じポーズをとってみると・・・。残念ながら、もうそこに「さわやか弁護士」はいませんでした。あれから6年、私は三十路に突入、体重も数キロ増え、バッジの色も徐々にくすみ、最近では「ちょっと貫禄が出ましたねえ。」と言われていきます。

井上先生からはよく「弁護士は人格で相手方を納得させる。それが無理な人は理屈で納得させる。それも無理な人は勢いで納得させる。」と言われました。まさに至



## 出産・育児雑感

弁護士 茶木 真理子  
chaki@oike-law.gr.jp

私には現在6か月になる息子がいます。今年の1月に出産し、4月から仕事に復帰させていただいています。その息子の出産・育児を通して感じたことはたくさんありますが、そのうちのいくつかを記します。

### ○つわりの時期

妊娠中私が最もつらかったのが、つわりの時期でした。つわりの時期はまだお腹が大きくなり、もちろん周囲の人には妊婦であることは分かりません。電車での移動の際も、気分が悪く座りたくても、席を替わってもらえることは難しい状況です。京都市では、妊婦であることを他人にも知ってもらうことができるように、「プレママ・マーク」という妊婦バッジを母子手帳と共に配布してくれます。この妊婦バッジは、京都市営地下鉄の優先座席の窓にも広報されており、「このバッジを付けている人には席を譲りましょう。」とアピールがなされています。しかし、このバッジを実際に使用している人を見かけたことはなく、私自身も付けることはありませんでした。それは、いかにも席を替わって欲しいように見えるのではないかとという気恥ずかしさと、このバッジ自体の認知度の低さです。認知度が低い背景には、地方自治体によってバッジのデザインが違う（地方自治体によっては、配布すらありません）点にあるように思います。例えば、自動車の初心者マークのように、これを付けている人は妊婦さんだとすぐに分かるような、「妊婦」全国共通のバッジがあればと思いました。さらには、そのバッジを付けている人は大事に扱おうといった気風が社会の中で高まっていけばよいと感じました。

### ○仕事と育児

出産後、私は息子を母乳で育てています。仕事に復帰する際、悩んだのがこの母乳育児でした。母乳は子供にとって栄養面等でよいとされ、できる限り

息子に与えたいと思ったことと、急に授乳をやめることによる私自身の体調の変化が心配であったことから、仕事復帰後も何とか母乳で息子を育てていきたいと考えていました。そのため、仕事の復帰時期を遅らせることも考えましたが、労働基準法で認められている育児時間（1日に30分を2回）を事務所にて了解していただき、その時間を利用して搾乳し、これを持ち帰って与えることにしました。私の場合、事務所の理解と、冷凍された母乳を解凍して与えてくれる母親（保育所では面倒なためミルクへの切り替えを勧められるようです。）のおかげで何とか息子に母乳を与え続けることができています。働く女性としては、職場の近くに安心して子供を預ける場所があり、そこで直接授乳をして育てていければ理想ではないかと思えます。この点で、京都市内の保育所に入園することは容易ではないと聞きます。保育所の絶対数が不足している状況にあるのでしょうか。小さな子供を抱える女性の弁護士や、法律事務所で働く事務員さんが、よりよい環境で仕事をできるように、例えば、弁護士会内に保育所を作ることも今後検討されてもよいのではないかと思えます。

### ○助産師さんとの出会い

昔と違い、今はひとりで誰にも相談できないまま子育てをしている母親が多く、そういった母親による悲しい事件をよく目にするようになりました。私自身も、出産直後子育てで行き詰まった時期がありました。そのときに私を救ってくれたのが、ある助産師さんとの出会いでした。息子のことで心配なことを全て聞いてもらった後、その助産師さんから「頑張ってるね。大丈夫よ。」と優しく言ってもらえたときの安堵感は今でも忘れられません。私も法律家のプロとして、相談に来られた依頼者の方にそのような安堵感を持っていただけるよう精進しなければならぬとの思いを強くしました。

言。でも、恥ずかしながら相手を人格で納得させることができたと思うことなど一度もないし、まさしく勢いと理屈で走り続けてきました。

詩人茨木のり子さんの「汲む-Y・Yに-」という詩に、「初々しさが大切なノ／人に対しても世の中に対しても／人を人と思わなくなったとき／墮落が始まるのね」、「あらゆる仕事／すべてのいい仕事の核には／震える弱いアンテナが隠されている」というフレーズがあります。すれっからし大人ではなく、いつまでも少女のような感受性を持ち続けなさいという詩ですが、今の私

にとっても考えさせられる言葉です。

私が御池を卒業して3年が経とうとしています。勢いと理屈頼みの日々の中で、徐々に弁護士としての初々しい感覚が鈍磨していく自分があるようにも思います。そんな今こそ、御池時代の初々しさを思い出して、日々の事件に取り組みたいと思います。さすがに、もう「さわやかですねえ。」とは言われないでしょうが、いつの日か人格で納得させることができる弁護士にはなりたいものです。御池の皆さん、今後も頑張りましょう。



## 薬害イレッサ訴訟

弁護士 永井 弘二  
nagai@oike-law.gr.jp

イレッサ（一般名ゲフィチニブ）は、イギリスに本社を置く世界的な大企業アストラゼネカによって開発された肺ガン治療薬ですが、イレッサの投与を受けて、間質性肺炎などの副作用によって死亡した被害者は、2002年7月5日の輸入承認から2005年4月22日までで607人に上っています。

2004年7月15日、大阪地裁に薬害イレッサ西日本訴訟が提起され、同年11月25日には、東京地裁に薬害イレッサ東日本訴訟が提起されました。この訴訟は、イレッサの輸入承認をした国（厚労省）と日本で輸入販売したアストラゼネカの日本法人を相手どった、被害の救済を求める損害賠償請求訴訟（国家賠償訴訟）です。

イレッサは、アストラゼネカ社が開発した肺ガン治療薬で、それまでの殺細胞的な抗がん剤と異なり、ガン増殖に関わる特定の分子を標的とする分子標的薬として、「副作用の少ない画期的な夢の新薬」として大々的に宣伝されました。しかし、販売開始直後から、急性肺障害などの副作用症例が多数報告され、2002年10月15日には、緊急安全情報が発出され添付文書の警告表示が改訂されてきました。イレッサにより急性肺障害が発症する可能性については、すでに臨床試験や承認前の個人輸入による臨床試験外使用により副作用症例が報告されていたにもかかわらず、厚労省は、そうした症例について十分な検討を行わないままわずか5ヶ月余りでイレッサを承認しました。

医薬品の有用性は、有効性と安全性の総合考慮により定まります。イレッサの場合、副作用被害による死亡者は極めて多数にのぼり、安全性の側面から見ただけでも有用性は否定されるべきでした。さらにイレッサについては、承認直後である2002年8月、インタクトと呼ばれる大規模臨床試験結果で、従来の抗がん剤との併用によっても、イレッサには寿命延長効果がなく有効性がないことが確認されたのです。

抗がん剤の有効性は、本来、治癒率にて決せられるべきですが、現在のところ、特に固形ガンは、これを治癒させる薬は存在しません。そこで、次の有効性の指標は、「延命効果」になります。イレッサ

では、インタクト試験でこの延命効果が否定されたにも関わらず、イレッサ単剤での有用性が否定されたわけではないと販売が継続されてきました。ところが、2004年12月、イレッサ単剤とプラセボ（偽薬）を比較した I S E L という大規模臨床試験の結果、イレッサには、単剤でも延命効果がないことが確認されたのです。この結果、イレッサには抗がん剤としての有効性もないことが確定されることとなり、英国アストラゼネカ本社は、2005年1月5日、EUへのイレッサ承認申請を自ら取り下げざるを得なくなりました。

この訴訟の目的は、まず、何よりも被害者の損害の速やかな完全回復ですが、それに留まらず、現在の抗がん剤、全ての医薬品についての承認審査のあり方、医薬品の販売方法のあり方が問われています。延命効果が確認できないにも関わらずイレッサが販売継続されているのは、一定の腫瘍縮小率（これがあっても延命効果があるかどうかは不明）があれば承認の仮免許が与えられるという抗がん剤の承認制度に由来します。このため製薬企業は、仮免許で莫大な利益を挙げつつ本免許取得のための臨床試験を行うことができるのですが、イレッサでは、その過程で600余名もの命が奪われたのです。現在、日本癌治療学会は、こうした抗がん剤の承認審査基準改め、延命効果を確認した上で承認するようガイドラインを改訂することとしました。

そして、この訴訟では、ガン患者の生命の尊厳が、改めて問い直されなければならないと考えています。イレッサの問題については、余命幾ばくもない肺ガン患者であるから、一方で抗がん剤により延命する人がいるのであれば、ある程度の副作用死が生ずることはやむを得ない、という議論がまかり通ってきました。しかし、本当にそうなのでしょうか？ガン患者は、「ある程度死んでもやむを得ない」のでしょうか？一方に効く人がいるのであれば、他方で死ぬのはやむを得ないのでしょうか？薬害イレッサ訴訟は、こうした人間の生命とは何かという、より根本的な問題の解明をも託された訴訟であると思います。皆様の多大なるご支援を切にお願い致します。

### 10周年に寄せて ～北京の風を受けて～

10周年に寄せて



弁護士 高槻 史

私は、2000年10月より3年間、御池総合法律事務所でお世話になりました。現在は、日系法律事務所の北京事務所にて駐在し、日本企業の対中案件（中国進出、M&A等）、中国企業の対日案件（日本での資金調達等）に関わっていますが、中国業務に関わる素地を作ってお

たのは、御池総合法律事務所の先生方でした。

御池総合法律事務所では、一般民事事件、消費者事件、医療過誤事件、知財関係の相談、訴訟まで、様々な事件を担当させていただき、多くの方にご指導いただきました。私は、お世辞にも優秀なアソシエイトとは言えない部類であり、ご迷惑をお掛けしたことも多々あったと思いますが、先生方は丁寧にご指導下さり、自分の良いところを見つけ、自分で伸ばしていくことも大切だとして励まして下さいました。また、各先生方が自分の取り組みたい分野を持ち、生き生きと仕事をされていました。





## 阿部和重の映画的文学

弁護士 住田 浩史  
sumida@oike-law.gr.jp

阿部和重が、「グランド・フィナーレ」で、第132回芥川賞を受賞しました。

ただ、阿部は、平成6年の処女作「アメリカの夜」ではやくも芥川賞候補に上がっており、その後も2度にわたって候補者となっており、一読者としては、やっと受賞したか、という感もあります。

阿部は、寡作ながら「インディヴィジュアル・プロジェクト」や「ニッポニアニッポン」などの問題作をいくつか発表しており、既に若手日本文学界（一時期はJ文学などといわれたことがありました）のリーダーという確固たる地位を築いていました。芥川賞選考者は、村上春樹や高橋源一郎に芥川賞を与え損なったように、阿部もまた見落とすのかと思いましたが、今回ようやくの受賞となりました。

さて、阿部文学の持つおもしろさとは、ひとことと言うと映画の持つところにあります。

これは、日本映画学校出身という阿部の経歴が色濃く影響しているものと思われませんが、どの作品においても、カメラのパン／チルトを思わせる視点の変化や、息つく暇もないシーンの展開、回想シーンの挿入などがうまく織り込まれており、まるで一本の映画を見ているような気分になります。このような手法は、処女作の「アメリカの夜」（このタイトル自体、フランソワ・トリュフォーの映画のタイトルでもありますし、昼の晴天を夜の風景として撮影する技法の名称でもあります。）が最も意識的です。

また、このようなスタイルで描かれる阿部文学のストーリーは、突き抜けて「軽い」のが特徴です。

自意識や他者の問題などまさに純文学で扱われるべきテーマを一貫して扱いながら、物語自体はあくまで軽く流れ、最後には思いもよらないカタルシスがあります。

私は、そのような中で、自分の良さを生かせる分野は何かと考えていましたが、2003年に事務所から、北京の中国系事務所での3ヶ月の実務研修に派遣していただき、留学経験もある中国での業務をやってみたいと思うようになりました。中国での現地勤務をしたいと考えたため、結果として事務所を退職することとなり大変ご迷惑をお掛けしたにもかかわらず、北京行きについて応援して下さいました御池総合法律事務所の皆様には大変感謝しています。

先般のデモ事件以来、日中関係の今後を懸念する向き

例えば、「ニッポニアニッポン」は、鴉谷（とうや）という名の少年が、その名字から鴉にシンパシーを感じ、それがエスカレートしていき、人間たちが鴉を絶滅に追い込みながらも「保護」しているということに欺瞞を感じ、ついには鴉を解放するために佐渡へ向かう、というストーリーなのですが、鴉谷少年の苦悩を重々しく描くわけでも、また環境問題を切々と述べるわけでもなく、あくまで淡々と、鴉谷少年の心情が映画のモノログのようにつづられるのだけ、というわけなのです。

このようなストーリー及び主人公の設定は、映画でいえば、マーティン・スコセッシ監督の映画「タクシードライバー」（1976）のロバート・デ・ニーロ演じるトラヴィスが思い出されます。トラヴィスは、恋人にふられた後、自分の存在意義を求めて、毎日身体を鍛え、銃を身につけ、大統領候補演説の場へ向かうこととなります。この映画の時代背景にベトナム戦争があることは明らかですが、映画の中でベトナム戦争自体が重々しく描写されているわけではありません。物語自体は、やはり小気味よく、軽く流れているのです。

すこし話はずれますが、最近のアメリカ映画の状況を見ていると、どうもファンタジー物や伝説物、そうでなければ過去のリメイクがやたらと多いようです。これは、あまりにアメリカが抱えている現実が重すぎて、「軽い」映画のシナリオに書くということができなくなり、現実と遮断された空想や懐古に逃避せざるを得なくなったのだ、というのは少し穿った見方でしょうか。

ともあれ、阿部和重は、これからも「軽い」映画の純文学を書いてくれるであろう、注目すべき作家であることは間違いなさそうです。

もありますが、私自身は、日本企業の対中案件が多様化、深化し、また中国企業の対日案件も増える中で、これからも日中関係が揺れることはあっても、基本的には両国の関係はより緊密になっていくのではないかと考えています。

御池総合法律事務所も創立10周年を迎えられ、先生方、職員の皆さんが力を合わせ、益々発展されることと思いますが、私も、北京の風を受けて高く舞い上がる風のように、こちらでの勤務で色々なものを吸収していきたいと思っています。



# 被疑者弁護

弁護士 長谷川 彰  
hasegawa@oike-law.gr.jp

## 被疑者国選弁護制度

刑事被告人には、国選弁護制度があることはよく知られている。ところが、現行法では、起訴されるまでの被疑者段階では、国選弁護の制度がない。今般の司法改革で、一定の重罪事犯に被疑者国選弁護制度が創設される予定である。

## 当番弁護士制度

当番弁護士制度は1990年に福岡で始まり、現在全国の弁護士会が実施している。当番弁護士は、逮捕・勾留された被疑者やその家族らの要請を受けて、身柄を拘束されている被疑者に1回に限り無料で接見する。この接見により、弁護人を依頼したいと考える場合は、私選弁護の依頼をするか、法律扶助制度を利用して刑事被疑者援助制度により弁護人をつけることが可能となる。

## 被疑者弁護の重要性

私は、当番弁護や刑事被疑者援助制度により、年間数件は刑事被疑者弁護を引き受けている。このような数少ない経験ではあるが、被疑者弁護というのは、きわめて重要な職務の一つであると痛感する。以下すでに終結している具体的事例について紹介する。

### ①インターネット不正アクセス事件

今年の2月に当番弁護で出動した事件は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の事件であった。恥ずかしながら、出動依頼があった時点では、この法律の存在を知らず、あわてて六法に目を通した。本件の被疑者は、他人のパスワードを入力してネット上のゲームで用いる武器をネット上で盗んだというもので、被疑者援助制度を利用して被疑者弁護を引き受けた。

まず、武器を盗まれたという被害者に面会し、ネット上で盗んだ武器の返還、被疑者の持っている武器の贈与、慰謝料の支払を条件に示談に応じてもらった。

また、すべてはネット上での操作で行われたことであり、どのように不正アクセスしたかは、被疑者の自白だけではなく、ネット上のプログラムの記録からも裏付けられ、証拠隠滅の可能性はゼロと判断し、上記示談成立という材料もあったので、準抗告したところ、勾留の裁判が取り消された。これでまず、身柄が解放された。

さらに、被疑者は、介護福祉士を目指して福祉の専門学校での卒業単位もすべて取得していたが、同校は、起訴されただけで退学処分とせざるを得ないとの見解であり、そうなれば、これまで学んだことはすべて無駄になりかねない。被疑者は、実習先の老人施設でも評判がよかったそうで、その他もろもろの事情を検察官に上申し、専門学校も不起訴になれば、直ちに卒業はさせられないが、1年間留年という扱いで、その間厳しく指導することを約束してくれたことも検察官が考慮し、退学処分の決定直前に不起訴処分となった。

### ②痴漢事件

昨年10月の当番弁護では、JRの列車内の痴漢行為で逮捕された被疑者から出動要請があり、私選弁護を受任した。この被疑者は、犯行を認め、被害者と示談をしたいというのが希望であった。強制わいせつ事件は親告罪であり、示談が成立して告訴が取り下げられれば、釈放される。私は弁護人として被害者の父親と示談交渉し、なんとか示談に応じていただくことができた。被疑者はサラリーマンであり、逮捕・勾留により身柄を拘束されて会社を休まざるを得ず、ごく親しい友人に真実をうち明けて何とか会社には取り繕ってもらっていたが、もう限界というところで示談が成立し、身柄が釈放された。

### ③クリーニング店カギ窃盗事件

これも昨年10月の当番弁護で出動した事件で、被疑者援助制度により受任した。被疑者は、以前勤めていたクリーニング店の出入り口の鍵(400円相当)を盗んだ容疑で、逮捕拘留されていた。しかし、被疑者は一貫して容疑を否認していた。被疑者は事件当日は、同店に勤めている恋人に会いに同店に行き、その翌日から、従前より就職の決まっていた長野県へ発ち、住み込みで働きはじめていたが、事件から約2週間後に京都へ呼び戻され逮捕されたのである。

盗品のカギは発見されず、カギを盗んだだけで、そのカギを利用して店内へ窃盗に侵入しないというものも不自然と考えられることから、カギは盗まれたのではなく、紛失された可能性があった。少なくとも翌日から長野へ発ってしまう被疑者が盗む動機は薄かった。

このあたりの事情をもっと詳細に記載して準抗告を申し立てたところ、裁判所の説得もあって、検事は被疑者の身柄を任意に解放するので、準抗告は取り下げてほしいとの連絡があった。また、後日不起訴になったことを検事に確認した。

## 最後に

犯罪の容疑をかけられて警察官に突然逮捕され、身柄を拘束された被疑者の不安は、罪種を問わないと思う。しかし、国の被疑者国選弁護制度として「全件」と決めてしまうと1件の漏れも許されないことになるが、現在の弁護士の数や大都市への偏在状況を考えると、これを直ちに実現するのは不可能だと思う。

そこで、当面の対象を重罪事犯に絞ることになったが、ここに紹介した3件は、いずれも当面はこの制度の対象外になる。しかし、一般市民がある日突然身柄を拘束されて留置場に入れられるという一生に一度の経験を、一つ間違えば裁判にかけられて処罰されていた可能性があり、人生が変わっていたかも知れない。被疑者国選弁護制度ができた後も、当番弁護士さんの活躍には、益々期待がかかるというものだ。

## 保証人制度の改正

昨年11月、民法の保証人の制度が改正されました。

大きな点は、保証契約は書面でしないと無効となること、貸金等根保証契約が初めて成文法となり、一定の規制がかかったことです。施行日は今年4月1日とされていますので、4月1日以後の保証契約は書面でされていないと無効です。

根保証契約(一定当事者間の一定範囲の債務の全てを

保証する契約)は、これまで成文法がなく、判例により基本的に有効であると認められてきました。典型的にはかつての銀行の取引約定書上の保証人や商工ローンの極度保証人などでした(近時、銀行ではこうした保証人はなくなっているようです)。そして、判例により、責任が青天井になるなど、保証人に酷となるような場合には、その一部が無効とされてきましたが、どういった場合に無効となるかは必ずしも明確ではなく、最終的には裁判





## 北京・蘭州旅行

弁護士 稲山 理恵子  
ineyama@oike-law.gr.jp

先日、久しぶりに写真の整理をした。大学時代だけでなく高校時代の写真まで整理されずに放置していたため、思い切って整理に着手したのだ。整理中、県庁同期4人で行った中国旅行の写真が出てきた。すばらしい風景や楽しかった出来事が一気に思い出されたので、今年中国はデモなどで問題にもなっているが、今回は北京・蘭州旅行について書こうと思う。

私は海外旅行の際は、普通サイズのリュックかトートバックで行く。余りの荷物の少なさに本当に海外に行くのかと驚かれることもしょっちゅうである。夏に行くことが多く服がかさばらないということもあるし、旅行先で洗濯（手洗い）するのでそれで十分。自由に動き回りたいので、荷物は極力減らすようにしている。また、同期と行くときは、基本的に日本で宿をとらない。北京・蘭州旅行でも、二日目からの宿は北京・蘭州それぞれで探した。自分たちの足で、どうせなら日本人が泊まっていないような宿を探したいという理由からだ。中国語しか通じず、最初の何件かは「外国人はだめ」などと断られ苦戦したが、最終的に「招待所」というところに泊めてもらうことになった。4人部屋で一人1泊60元。かなり安い。私達はここで3泊した。ここでは、鍵は渡されなかった。日本ではちょっと考えられないが、全室の鍵がついてある大きなキーリングを階段の踊り場に立っている人がもっており、宿泊者はこの人にいちいち鍵を開け閉めしてもらう仕組みなのだ。しかし、人がいない踊り場に鍵だけが放置されているのを何度か目撃しており、かなり不用心だと思ったが、クーラーはついていたし、北京の中心地で便利だったため、気にせず宿泊していた。

私はこの翌年も中国（上海・蘇州・杭州）へ旅行しているが、繰り返し行ってしまう理由の一つとして、食事のおいしさがある。早朝から屋台が並び、北京・蘭州では、朝から晩までいろいろなものを本

当にたくさん食べた。どの食事でも大変おいしく安い。ガイドブックに載っているような有名店にも行ったが、屋台や飛び込みで入った店いづれも本当においしかった。また、私は中国語は大学の語学の授業で習った程度で、ほとんど話すことは出来ないが、カタコトの中国語を話したり筆談をするなどして、中国のいろいろな人とコミュニケーションをとった。中国では、話しかけられることも多く、多くの親切も受けた。国の違う人達との交流も海外旅行の醍醐味だと思う。

さて、私たちは、北京・蘭州の約1週間の旅行中、万里の長城、故宮、頤和園、白塔山公園など様々なところに行ったが、私が最も印象に残っているのは、蘭州の炳靈寺石窟だった。蘭州は、北京から飛行機で約2時間、モスクが建ち並ぶイスラム色の強い土地であり、雄大な黄河が流れる。炳靈寺石窟に行くには、蘭州からさらに車で約2時間、高速船で約1時間かかる。しかし、船上から見る幽玄な景色に往復2時間の船旅も退屈することはなかった。また、水面を見ていると途中で水の色が変わるのに気づく。最初は蒼く美しいが、支流を抜けると途端に黄土色に変わる。本で調べたところによると、途中、黄河と清河と洮河が合流するのだそうだ。合流地点では、青色の水と黄土色の水とが不思議なくらい2色はっきり分かれていて、その水の流れの美しさに感動した。炳靈寺石窟は、中国五大石窟の一つで、切りたった崖に183の石窟があり、そこに約700もの石仏が並んでいる。古い石仏になると西秦時代のものもあるようで歴史を感じた。また、石仏には小さなものもあるが、一番大きい石仏は27mもあり、かなりの迫力。石仏だけでなく、付近の風景の美しさも見応え十分であった。

書いているうちに、また旅行がしたくなった。今年こそは海外旅行を実現したいと思う。

をしてみないと分からないといった不安定なものでした。今回の改正による貸金等根保証契約は、金銭の貸渡と手形割引を対象に規制を掛けることとなっており、例えば売掛金等については対象外ですので従来の判例法理に従うこととなります。そして、この貸金等根保証契約の規制の主要点は、書面により極度額（保証する上限額）を定めない貸金等根保証契約は、全部無効となるという点です。また、一定期間後には保証すべき債務（元本）を

確定させることとし、延長する際にも改めて契約が必要であることとされました。いずれも、保証人の責任をできるだけ明確にして、青天井の責任とならないようにしたものです。今後、金銭の貸渡と手形割引だけでなく、売掛金等その他の態様のものも順次検討の上成文化される予定のようです。

（永井弘二）



## 新撰組あれこれ

弁護士 小原路絵  
kohara@oike-law.gr.jp

1 最近、韓流ブームに始まり、純愛ブームなどと言われていますが、「冬のソナタ」を始め、「世界の中心で愛を叫ぶ」など、見てはみたものの今ひとつ馴染めていない私が現在ハマっているものがあります。それは、新撰組です。

そもそものきっかけは、何か泣ける本はないかということで紹介された「壬生義士伝」を読んだことでした。この本は新撰組のことが中心に描かれているわけではなかったのですが、これをきっかけに、それまでの新撰組を題材にした漫画を読んだ程度という私の浅い知識とあいまって、私の中で新撰組のイメージが一気に花咲いてしまったのです。

しかも、そのころちょうど、昨年のNHKの大河ドラマで新撰組を題材にしたドラマが始まったばかりで、京都中も新撰組ブームに沸き返っていたように思います。

また、タイミング良く今年の当事務所の事務所旅行が函館に決まり、今年3月、新撰組副長土方歳三ゆかりの五稜郭に行くことができました。五稜郭タワーでは、思わず土方歳三の銅像と記念撮影をしてしまいました。

京都では、新撰組との縁は薄いですが、先日、島原の角屋という揚屋建築の唯一の遺構を残した美術館を訪ねました。江戸時代の料亭に使われた建物ということで、京都の主な観光スポットである神社・仏閣とはまた違った趣を感じることができました。もちろん、新撰組隊士が通ったということで、新撰組の話の聞けたり、柱の刀傷を見たりすることができました。

単なる名所旧跡を回るにしても、歴史的背景を知っているのと知らないのでは、全く訪問したときの感動が違います。旅行に行く際に十分な下調べができたときはいいのですが、そうでないとき

は、そこで見聞きしたことがほとんど頭を素通りしているように思います。

今回の五稜郭や角屋では、私の興味とあいまって、その場所に関連する史実はもちろんのこと、当時のそこに関連した人々（私の場合は主に新撰組ですが。）の姿が目浮かぶようでした。

京都に住みながら、なかなか京都の名所を回る機会がなかったのですが、これをきっかけに新撰組が活躍した京都のゆかりの地を少しずつ回っていきたくと楽しみにしています。

2 私の現在のマニア度としては、新撰組幹部の大まかなプロフィール・エピソードを何とはなしに覚えてしまったという程度ですが、世の中にはさらに詳しい方は大勢いらっしゃるって、インターネットで検索してみると、新撰組関連のサイトがたくさんあります。このように、京都の街中はもちろん函館でも驚いたのは、新撰組に対する人気です。

ここまで人々の心を捉える理由は一体どこにあるのでしょうか。激動の時代に短い生涯をかけて生き抜いたドラマチックな人生というところでしょうか。

こういってしまうと、何だかとても簡単な感じがしてしまいます。しかし、何だか平和ぼけしてしまっている私達にとって、理解しがたいほどの信念を持って、一つの事に命を懸けて行った彼らの姿は、何かしらのロマンを感じさせるのかも知れません。

今の世の中は、何かに夢中になって取り組むということが非常に少ないように思います。彼らに負けられないような信念と情熱を持ちたいと考える今日のごろですが、まずは、この情熱を仕事に向けようかなどと思っています。

### DV防止法の改正

家庭内において配偶者から暴力を受け、さらにその暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所に対し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」といいます。）に定められた保護命令を求めることができます。保護命令には、かかる配偶者に対し、被害者の身辺につきまತ್ತり、はいかいすることを禁止する「接見禁止命令」と、住居から退去することを命じる「退去

命令」の2種類があります。

2004年5月にこのDV防止法が改正され、同年末から施行されています。主な改正点は以下のとおりですが、よりDV被害者の保護を図ろうとしている点が特色といえます。

#### ①元配偶者に対する保護命令

従前は婚姻中の配偶者に対する保護命令しか認められていませんでしたが、夫からの暴力を受けた後離婚した女性が、その配偶者であった夫から引き続き暴力を受けおそれ大きい場合等、元配偶者に対しても保護命令



# 知的財産高等裁判所の創設

弁護士 草地 邦 晴  
kusachi@oike-law.gr.jp

## 1 知的財産高等裁判所 (Intellectual Property High Court 以下「知財高裁」という) の設置

05年4月1日、知的財産高等裁判所設置法(以下「設置法」という)が施行され、知財高裁が発足した。知的財産権保護に対応した裁判制度の整備が求められるようになって久しいが、その象徴とも言うべき枠組みができたことになる。

知的財産に関する裁判制度については、知的財産戦略会議による「知的財産戦略大綱」、03年3月に施行された知的財産基本法を受け設置された内閣知的財産戦略本部の推進計画などでも課題として掲げられ、検討されてきた。

04年4月に改正民事訴訟法が施行されたが、その中では知的財産関係の民事裁判を専門部をもつ裁判所に集中させ、特許権等に関する第1審を東京、大阪の各地裁の専属管轄に、控訴審を東京高裁の専属管轄にするとともに、著作権(プログラム除く)、不正競争等に関する事件を、東京、大阪の各地裁にも提訴が可能(競合管轄)とした。また、専門委員制度を導入して、当該技術分野の専門家の関与を可能としたのである。そして、今回の知財高裁の設置に至った。

## 2 知財高裁の設立趣旨

知財高裁設立の趣旨として語られるのは、裁判の迅速性、専門性、判断の統一性等の確保である。

しかし、実際のところ、裁判の迅速性については、これまで知財専門部の拡充、人員の増加が順次すすめられており、新受件数の増加にもかかわらず、地裁における知財民事事件の平均審理期間は、平成10年が25.7月であったものが、平成16年には13.8月に、高裁における知財民事事件の平均審理期間も、平成9年が18.5月であったものが、平成16年には9.0月と、それぞれ約半分まで迅

速化が推し進められてきた(知財高裁のHP <http://www.ip.courts.go.jp/統計>)。また、民訴法等の改正で、調査官に加えて専門委員制度が導入され、管轄の集中により、専門性や判断の統一性についても、手当は順次行われてきた。今般設立された知財高裁が管轄する事件は、従来の東京高裁が取り扱ってきた事件であり、その意味では、裁判の実体も大きく変わらない、と考えられている(場所も裁判所合同庁舎内にある)。

## 3 知財高裁の意義と課題

他方で、組織的には東京高等裁判所の「特別の支部」という地位にあり、職員の配置や事務分配については、独自の司法行政権限を有し、独自の事務局も有する。通常的高等裁判所の支部とは異なる位置づけがなされ、国家として知的財産制度に対する強い取り組みの姿勢を内外に示したものであることは明らかである。民訴法の改正等と併せて、知的財産に対する新しい裁判制度の一環をなし、組織的にこれを担保していくものであるといえる。

これらの制度改革により、知的財産権裁判に求められる要請には大きな前進が見られることは疑いないところであろう。

もっとも、裁判に最も求められているものは、「真実」と「正義」である。迅速はともすれば、拙速を招き、専門性はともすれば、常識からの乖離を招く。専門迅速な裁判は、その故に訴訟指揮が強引なものになったり、独善的なものとなったりする危険性を孕んでいる。当事者の思いや事件の経緯等紛争の実体にも目が向けられた、バランスのとれた裁判が行われることを期待したい。

の申立てができることになりました。

### ②被害者の子への接近禁止命令

暴力を受けた女性が夫のもとから逃げるといった場合、小さな子供を連れてというケースがよくみられますが、逃げた後も子供のことを理由に夫と会わなければならないとなると、保護命令の実効性が失われてしまいます。そこで、配偶者が幼年の子を連れ戻すと思われるような行動をとっている場合(例えば、戻ってこない子供に危害を加えると脅すような場合)には、被害者の接見禁止命令とあわせて、子への接近禁止命令を求めることが

できるようになりました。

### ③退去命令の期間の拡大、再度の申立て

従前は退去命令の期間が2週間でしたが、改正によりこれが2か月に拡大されました。また、退去命令について、これまでは認められていなかった再度の申立てが可能となりました。

(茶木真理子)





# 敷金問題に取り組んだ10年とこれからの賃貸借契約

弁護士 長野 浩三  
nagano@oike-law.gr.jp

## ●弁護士登録10年

私が弁護士登録したのは平成7年4月だ。今年で弁護士登録丸10年になる。御池総合法律事務所が誕生したのは同じ年の7月だから、私の弁護士経験年数は御池総合法律事務所の年齢と同じだ。

この10年、業務としては、当初金融実務、その後損害賠償実務を中心に取り組んできた。その一方で、消費者問題にも取り組んできた。中でも、弁護士登録以来、マンション賃貸借契約において、敷金が返金されないという敷金問題には継続的にずっと取り組んできた。

## ●敷金問題とは

マンション等の家屋賃貸借では、明渡時のカーペット取り替え、クロス張り替え、ハウスクリーニング費用等のいわゆるリフォーム費用は賃借人が負担する必要がないのが原則だ。賃借人は、マンション等の使用の対価として賃料を支払っているのであり(民法601条)、これとは別に経年変化や使用によって当然に生じる損耗の回復費用を負担させられるのは使用の対価の二重取りである(不当性)。よって、自然損耗等の回復費用を賃借人負担とする原状回復条項は不当である。

## ●初期の敷金問題

私が弁護士登録した平成7年ごろの敷金問題は、契約書に「原状に回復」と書かれているだけで自然損耗の回復費用を借主に負担させている事例が多かった。この当時の裁判例では、「原状に回復」の意味を自然損耗の回復を含まないとし、敷金の返還を命じたものが多くでた(京都地判平成6年12月26日など多数)。

## ●原状回復条項を管理会社が工夫

その後、管理会社の中には、上記の裁判例を踏まえて、自然損耗の回復費用を賃借人負担と解釈しうる原状回復条項を用いるところが増えていった。

この条項については、伏見簡易裁判所平成7年7月18日判決・敷金保証金トラブルQ&A(京都弁護士会編・ぎょうせい)所収は、賃貸借契約の性質論から、原状回復特約は新たな義務の設定であるとし、その特約の有効性については、必要性、暴利的でないなどの客観的理由が必要であり、賃借人がこの新たな義務が何であるか認識又は認識しうべくして義務負担の意思表示をすることが必要であるとの基準を提示し、特約についての合意はなかったと判断した。

この基準は、国土交通省のガイドラインや、京都市が作成したパンフレット等にも記載され、その後の多くの裁判例でも採用されている基準である。この基準の後段は、意思表示理論(合意がなかったという理論)で問題を解決しようとするものであるが、これではしっかり説明をすれば有効となりうる余地があった。

## ●さらに管理会社は契約書を工夫

上記の懸念のとおり、その後管理会社の中には、契約書の原状回復条項の横に、わざわざ欄を設け、原状回復条項を理解した旨の文言を入れ、署名押印させたり、別紙の特約書を作成して原状回復条項を説明し理解させたとの外形を作る業者も現れた。

敷金問題を根本的に解決するためには、条項の不当性故に無効、との判断が必要だった。

## ●住宅金融公庫法等の適用物件において、住宅金融公庫法違反故に公序良俗違反とする判決

住宅金融公庫法35条・同法施行規則10条では、賃貸条件として賃借人に「不当な負担」を課すことが禁止されており、罰則(同法46条)もある。伏見簡判平成11年2月16日や京都地判平成11年8月5日は、自然損耗の回復費用を賃借人負担とする条項につき、賃借人の利益に偏した不合理かつ不公平なものであって、公庫法35条、同規則10条にいう「賃借人の不当な負担」にあたり、著しく公序良俗に反するため、無効と判断した。しかし、この理屈が使えるのは公庫法適用物件だけであり、極めて限定的な解決を図るにすぎなかった。

## ●消費者契約法10条による解決

平成13年4月1日に消費者契約法が施行された。同法10条は、消費者契約のうち、消費者の利益を一方的に害する条項を無効としている。

京都地判平成16年3月16日前記Q&A所収は、「自然損耗による原状回復費用を賃借人に負担させることは契約締結にあたっての情報力交渉力に劣る賃借人の利益を一方的に害するもの」であるとして、同条項を消費者契約法10条により無効とした。

大阪高判平成16年12月17日刊行物未登載は、上記京都地判の控訴審判決であるが、同判決も、不当な原状回復条項は、同法10条により無効と判断した。

## ●これから

一応、上記判決の判断が定着すれば敷金問題は解決する方向に向かうだろう。より一気に解決するためには、管理会社が不当な原状回復条項を家主に勧める行為を差し止めることが必要だ。このためには、国民生活審議会で議論されている消費者団体訴訟制度の確立が必要だ。

また、賃貸契約には、更新料、礼金、敷引など、何の対価か不明な金銭授受の制度がある。これらの支払を義務づける条項も消費者利益の観点からは不当な条項であり、今後これらの条項を無効とすべく取り組む必要がある。

マンション等の賃貸借契約の問題は、弁護士業務としては経済的には全くペイしないが、公正な社会の実現への寄与という観点からは極めがいがいがある。これらの問題に京都敷金・保証金弁護団の事務局長として中心的に取り組んできたつもりであるが、今後も、より一層、賃貸借契約の適正化に向けて取り組んでいきたい。

います(報道機関等の一部除外あり)。

(2) 個人情報取扱事業者は、

①個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定しなければならず、原則として利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません。

②個人情報を不正の手段により取得してはならず、個人情報を取得した際には利用目的を通知又は公表しなければなりません。また、本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ利用目的を明示しなければなりません。

③個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならず、従業者・委託先に対しても必要かつ適

## 平成17年4月1日から個人情報保護の保護に関する法律が全面施行されました。

- 1 個人情報の保護に関する法律(通称「個人情報保護法」)は、IT化が進んだ現代社会において、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを目的としています。以下では、特に重要な個人情報取扱事業者に対する規制等について概説します(なお、各規制においては例外が多く設けられていますが、紙幅の関係上ここでは省略します)。
- 2 (1) そもそも個人情報取扱事業者とは、過去6ヶ月の間に5000件以上の個人データを保有したことのある事業者を



# 企業コンプライアンスと法律事務所の将来像

弁護士 坂田 均  
risakata@kclcr.or.jp

## 1. はじめに

一連の企業不祥事を契機として、企業活動における法令遵守（コンプライアンス）の重要性が認識されています。三菱自動車欠陥隠蔽事件に見られるように、不祥事の発生は企業の屋台骨を揺るがすことになりかねないからです。今後、法律アドバイザーとしての法律事務所や弁護士にも新たな対応が迫られてくるでしょう。

## 2. 常時監視と第三者性

コンプライアンスを徹底するためには、企業において、常時、事業部門などの事業活動に違法行為がないかをパトロールし、違法行為を行う可能性のある事業活動に対しては、未然防止の措置をとらなければなりません。そして、違法行為を発見した場合には、速やかに是正措置をとり、その影響を正しく評価した上で、その事実を株主、消費者、及び関係機関に開示することが求められます。ただ、違法行為に対する常時監視と是正措置は、いずれもコストがかかる上に、事業活動にマイナス効果を生じさせることとなりますから、その実現には大きなプレッシャーがかかります。

従って、これらを円滑に行うためには、まず、経営者の理解を得た上で監視組織を構築することと、その組織が第三者性を有することが必要です。

## 3. 仕事の質的变化

### (1) 現場との接点づくり

コンプライアンスを実現するためには、これまでのように法務部門による法務チェックだけでは不十分です。法務部門では、事業活動の一部しか補足できないからです。これからは、商品開発部門、製造部門、製品管理部門、販売部門、ロジスティック部門、経理部門、人事部門、知財部門等による自律的な法務リスクの評価が必要になります。今後、法律事務所は、法務部門と連携して、これらの部門からの日常業務に関する問い合わせに対応していかなければなりません。

法律事務所としては、定期的に企業に出張して、「現場」と常に接点をもつ心構えが必要です。「現場」との接点づくりは、法律事務所の能力を超える課題のようにも思え、ため息がでますが、「現場」にメ

スを入れないで、真のコンプライアンスはあり得ないとの信念が必要です。法務部門等と上手く役割を分担していかなければなりません。

### (2) 経営に対する理解力

事業部門等における法的リスク評価を実効性あるものにするためには、法的リスク評価だけではなく、事業上のメリット・デメリットも理解した上で総合的評価を下さなければなりません。ただ、これは経営に迎合しろということではありません。経営判断を行う経営者や管理職と同じ土俵で議論することなのです。そうでなければ弁護士のアドバイスは説得力をもたず、机上の空論になりかねないからです。最近、企業が弁護士を社外取締役や社外監査役に就任要請することが増えてきました。経営者に対して意見を述べる機会を持つ等、コンプライアンスの実現に非常に有効な仕事といえるでしょう。

## 4. 法律事務所の人材の多様性と第三者性の確保

これからの法律事務所は、法律知識だけではなく、それを取り巻く事業上の知識・経験を有する弁護士が必要になります。法律事務所に色々な経験をした弁護士が所属し、人的構成が多様でなければなりません。企業コンプライアンスの一翼を担うということは、「法化社会」における対応の一つです。将来的には、法律事務所が、官僚機構が担っていた役割の一部をとって代わられる程度の能力が必要になるでしょう。今後は、国家機関や私企業への出向がもっと奨励されるべきでしょう。

また、例えば、同じ法律事務所企業法務を行う弁護士と消費者保護を行う弁護士がいても良いのです。むしろそのほうが望ましい。法律事務所自体も第三者性のあるチェック・アンド・バランス機能がなければ、結局、日常性に埋没して、偏頗な判断に陥る危険性があるからです。

今後、法律事務所は、今まで以上に企業の事業活動にコミットしていくこととなります。そうしますと、法律事務所及び弁護士は、企業に対して、多様な法的サービスを提供することのほかに、より自律的にフェアネスを具現化した存在でなければ、その信頼を得ることはできないのではないかと思います。

切な監督をしなければなりません。

④本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することは原則として禁止されています。

⑤本人からの求めに応じ、保有している個人データの利用目的の通知や、個人データの開示、訂正、利用停止等を行わなければなりません。また、これらの通知・開示等に必要手続き等につき、公表等を行わなければなりません。

### 3 個人情報取扱事業者に対する監督・罰則等

(1) 個人情報取扱事業者の所管大臣は、当該事業者に対し、個人情報の取扱いに関して報告をさせ、または助言をすることができます。また、当該取扱事業者が法の定める義務規定に違反した場合において、必要があるときには、

違反の是正を勧告し、勧告に従わない一定の場合には命令をすることができます。

(2) 個人情報取扱事業者が虚偽の報告をしたり、所管大臣の命令に違反した場合等には、6月以下の懲役や30万円以下の罰金といった罰則も定められています。

4 以上が個人情報保護法の主要部分の概説です。同法は施行されたばかりであり、具体的事案に際し法をどのように解釈して対処すべきかと頭を悩ませることも多くあります。この点については、今後の事例の集積を見守ることが肝要と思われる。

(上里美登利)





## 裁判員ドラマに出演して

弁護士 上 里 美登利  
uesato@oike-law.gr.jp

- 1 この始まりは、弁護士になって2回目に出席した刑事委員会が始まろうとするころ、先輩弁護士に声を掛けられたことでした。「裁判員ドラマの弁護士役が見つからなくて。女性の弁護士を探しているのだけど」と言われたのですが、既にその役は私に決まっているようでした。断るすべもなく、私はその役を引き受けることになりました。
- 2 ここで、番組の内容をご存知ない方のために、簡単に説明させていただくと、私が出演した番組の正式名は、「あなたが裁く！2～裁判員制度は機能するか～徹底検証」といいます。KBS京都テレビが2000年から5回にわたり放映してきた司法改革シリーズの第6弾で、今回は、2009年から導入される裁判員制度がテーマでした。番組は、ドラマとスタジオトークの2部構成で、私が出演したのはドラマの法廷シーンです。このドラマは、2009年、主人公の女性のもとに裁判員の出廷通知が来るところから始まっており、裁判員制度のもとでの裁判が繰り返されます。あらずじは、数年前に乳児院の前に置いた我が子を被告人が自分の家に連れ帰ったところ、同棲相手の男が子の親に身代金を要求したというもので、争点は身代金要求についての共謀が認められるかという点です。このドラマの面白いところは、公募により選出された一般の方が、実際に裁判員として法廷を見て評議を行う点にあります。
- 3 撮影は、3月5日と6日の土日にかけて行われました。撮影は、公募で選ばれた一般の方が実際に選定手続きや裁判を体験する中で進める必要があるため、実際の手続き通りに進められました。まずは、裁判員の選定手続き、それから裁判手続きです。いよいよ法廷シーンの撮影が始まり、私は、まず弁護人の冒頭陳述を行いました。家ではばっちり暗記していたと思っていた冒頭陳述も、実際に法廷の場に立ち、喋り始めると、途中で頭が真っ白になったり、間違えたりと、しどろもどろにな

ってしまいました。何回もNGを出した後、ようやくOK。冷や汗が流れました。

その後は、証人尋問も何とか順調に進み、1日目が終わりました。

2日目も、被告人質問、弁論と何とか撮影は順調に終わり、私の出番は終了しました。

- 4 弁論が終わると、次はいよいよ裁判官と裁判員による評議です。私を含め、弁護士や役者さん、スタッフの方々みんなで別室のモニターを通して評議の様子を見ることにしました。この評議の様子は、とても興味深いものでした。

台本を渡された際、弁護士は皆、こんなに弁護人有利な事案だと、評議でもすぐに一部無罪（身代金要求につき共謀の事実が認定されない）になってしまいますね、などと言っていたのです。しかし、実際には、ほとんどの裁判員の方の意見は有罪の方向のもので、裁判官役の現職裁判官や弁護士が半ば強引に一部無罪の方向へ持って行ったのです。そして、次に量刑判断となると、ほとんどの裁判員の方の意見は、非常に厳しいものでした。弁護人の被告人を弁護する言葉に対する厳しい批判もありました。

この評議の様子を見て、弁護人役としては、「何で～」と嘆き続けたのですが、弁護士としては、予想と全く異なる展開に目を見張るものがあり、とても勉強になりました。

- 5 その後3月20日にドラマの放映を終え、私の弁護人役は無事に終了しました。仕事の合間にセリフを覚えたり、土日がつぶれたり少々辛いこともありましたが、終わってみればとても良い経験でした。特に、自分の（といっても台本通りなのですが）弁護活動に対し、一般の方からの率直な意見を伺うことができた点や、一般の方の被告人に対する見方を知ることができた点も、とても勉強になりました。また、純粋に全く仕事にならない俳優もどき？のことはしたことも気分転換になり、楽しい思い出となりました。

### 特定商取引法が改正されました

近年、悪質な訪問販売業者による被害が増えています。特に、点検商法やアポイントメントセールスなど、最初は勧誘目的を隠して消費者に接近し、有無を言わず契約を結ぶという攻撃的な勧誘方法や、重要な点に関して事実とは異なることを告げて（不実告知）、あるいは重要なことをわざと言わないで（不告知）勧誘する詐欺的な勧誘方法が問題視されています。このような状況の中、平成16年11月11日、改正特定商取引法が施行されました。

改正法では、訪問販売業者に、勧誘に先立って、勧誘目的と勧誘する商品ないしサービスの種類を明示することが義務づけられ、これに違反すると業務停止命令等の行政処分の対象となります。また、アポイントメントセールス・キャッチセールスのように、販売目的を隠して、業者の事務所など公衆の出入りしない場所に誘い込んで契約をさせる行為も禁止され、刑事罰の対象となりました。重要事項についての不実告知・不告知についても、これまで明示されていなかった重要事項の中身について具体的に定められました。訪問販売では、「水道管が腐っているのだから、交換が必要です。」とか「黒電話はもう使





## ローヤリング・クリニック・・・弁護士業務を学問する？

弁護士 野々山 宏  
nonoyama@oike-law.gr.jp

御池総合法律事務所を設立した10年前には思いもよらなかった業務に、法科大学院の教授職があります。現在、京都産業大学法科大学院で4科目ほど担当していますが、そのなかに「ローヤリング・クリニック」という科目があります。「ローヤリング」は法律家を意味するローヤー（LAWYER）に動作を意味するINGをつけた造語で、文字通りでは「弁護士をする」ということになります。「クリニック」は臨床講義や相談所を意味します。ローヤリングもクリニックも、法科大学院では法理論教育を実務に生かす実務教育の一つと位置づけられています。ロースクールの本場であるアメリカでも、最近その必要から導入されているもので、まだ生成途上の科目といわれています。

これが日本の法科大学院に導入されているわけですが、ローヤリングは名前が示すとおり、弁護士が弁護士として活動すること全般、すなわち、実務における思想や姿勢、いわば「弁護士魂」というようなものから、依頼者との面接・相談・説得などの技術、さらには調査や相手方との交渉術、訴訟における姿勢や技能などを教えることになり、これらの実務技能を学生に習得させることとなります。クリニックはこれらの思想や姿勢、実務技能を実際の法律相談などを実施するなどして臨牀的に学んでもらうものです。しかし、言葉では以上のようにいえますが、実際にこれを実施していくことはなかなか大変です。単に私たち弁護士がやっていることを見てもったり、学生が実施した法律相談について論評するだけならそれほど難しいことはありません。難しいのは、上記の弁護士業務全般にわたっての思想、姿勢、技術、技能をきちんと整理し学生たちに理論的に体系化して学んでもらえるようにすることです。学生に弁護士業務全般を実務教育するためには、まさに、弁護士業務全般を科学し学問することが求められており、これがなかなか難しいのです。

「弁護士魂」といっても弁護士それぞれに異なっています。公益的活動にそのよりどころを見いだす弁護士もいるし、渉外法務や企業法務の中に見いだす弁護士もいます。弁護士法第1条の「社会正義の実現と基本的人権の擁護」もそれぞれの弁護士の人生観や価値観によって多様です。依頼者との面接・相談・説得などの技術や相

手方との交渉術も弁護士それぞれで千差万別です。よく依頼者への対応や事件処理は最初に勤務した事務所の経営弁護士（通称・ボス弁）に似るといいます。私を含めて、多くの弁護士たちは、研修所も含めて、誰からも教えられないので、勤務先の弁護士のやり方を参考にして、自分なりに工夫して依頼者との面接・相談・説得などの技術や相手方との交渉術を習得し確立していています。証人尋問の技術も同様です。法理論は学説や判例など様々な文献もあり、学者や実務家によってその是非について活発な議論もされ、習得の前提となる体系化がされています。他方で、これを実務に具体的に生かす弁護士の実務上の技術はなお十分に整理されていませんし、それぞれの思想や技術の是非について活発な議論がされているわけではありません。弁護士にはその思想や技術の習得は、教えられるものではなく経験によって自分で確立するものという職人的な意識が強くあります。

法科大学院のローヤリング・クリニックの科目の登場は、このような職人的な色合いの強い弁護士業務の思想や技術について、学生に教えるためにより一般的なあるべき弁護士業務の基準を設けることを要求しています。市民が利用しやすい質の高いサービスの提供をしていく司法の実現という、利用者からの視点が基準となるでしょうが、一般化はなかなか難しい作業です。多様なものがある前提で提示していくことになるでしょう。弁護士業務を学問したり科学したりする試みは、端緒に着いたばかりですが、ローヤリングの講義の必要から徐々に始まっています。自分たちの姿勢や技術、あるべき実務技能を公表している文献も出ています。

私もこれらの文献を研究しながら、自分の弁護士としての姿勢や技術を分析していこうと考えています。京都産業大学のローヤリング・クリニックは、京都駅前のサテライトキャンパスにおける無料法律相談の実施、消費者被害の実情や事例の研究などを通じて行います。ローヤリング・クリニックは、実務法曹に必要とされる基礎技術を学生に教育することだけでなく、私自身が、社会から求められる弁護士業務のあり方を改めて問い直し、これまで確立してきた弁護士としての技術を分析し見直していく課程でもあります。

えなくなりますので、新しい電話が必要です。」などの勧誘文句がよく用いられますが、このように、商品やサービスそのものについてではなく、契約を結ぶ動機に関して事実と異なることを告げることも不実告知にあたりと定められたことが注目されます。

また、これまでは、これら不実告知・不告知については、行政処分や刑事罰によりその禁止が担保されていたのですが、今回の改正では、消費者が、不実告知・不告知のために事実誤認に陥って契約を結んでしまった場合は、契約そのものを取り消して、払ったお金を返してもらうことなどができるようになりました。

その他、業者によるクーリング・オフ妨害があった場合のクーリング・オフ期間延長の規定の新設や、マルチ商法による被害の増加を受けた連鎖販売取引に関する規定の改正など、消費者の権利の保護がより強化されました。

とはいえ、業者側も次々と新たな勧誘方法や抜け穴を見つけ出してきました。消費者側の絶えざる注意と自覚が必要なのは無論のことですが、不招請勧誘（招かれざる勧誘）一般に対する包括的な規制も検討されるべきといえるでしょう。

（住田浩史）

# 井上弁護士の素顔に迫る!!!

燦も今回で事務所と同じく記念すべき10周年!!

しかし、今まで振り返ってみると、不思議な事に井上弁護士へのインタビューがないとのことで、井上弁護士にはお忙しい中時間をとっていただきインタビューを行うことになりました。今まであえて避けてきた?!という井上弁護士ですが、終始和やかな雰囲気、意外なお話などお聞きすることができました。

**Q:**では、さっそく質問に入ります。先生といえば、最近印象に残っているのが、流水の記事を回覧されていた事なのですが、やはり旅行は好きですか？

**A:**そうですね。

**Q:**沖縄とか南の国もお好きだとお聞きしたのですが？

**A:**ええそうですね。

**Q:**沖縄の良さはなんですか？

**A:**やっぱり海が綺麗なことですね。

**Q:**本土というかこっちの海とは違いますか？

**A:**海の色が全然違いますね。ニューカレドニアにも行きましたが沖縄の海のほうが全然綺麗ですね。沖縄でも綺麗なのは本島以外の離島ですけれど。

**Q:**お勧めの離島はありますか？以前事務所旅行で行った宮古島も綺麗でした。

**A:**宮古島よりは波照間島が綺麗ですね。あとは家内の故郷、最北端の伊平屋島とか。沖縄最後の秘境とガイドブックに書いてあります。そんな事は無いですが(笑)。

**Q:**旅行もそうですが、先生の趣味は他にどのようなものがありますか？

**A:**趣味ねえ…。元々は中学高校の時に山岳部に入っていたので、山登りが好きでした。

**Q:**そうなのですか!! (一同驚き)

**A:**まあ、病気をしてから全然行っていませんが。北アルプス、南アルプスとか、この辺りだったら比良山とか北山とかを登っていましたね。

**Q:**本格的ですね！

**Q:**仕事以外の本とかはお読みになるのですか？

**A:**最近読んだ本でおもしろかったのは、Sidney Sheldonの「Are You Afraid of the Dark?」です。地球温暖化をテーマにしたサスペンス小説です。

他にお勧めの本を言わせてもらえるのだったら、ヒラリークリントンの自伝(「Living History」Hillary Rodham Clinton著)ですね。

**Q:**どのあたりがよかったのですか？

**A:**同じ学年なので若い時の話が面白いですね。何故弁護士になろうと思ったか、といったことも書いてあって。

**Q:**先生が弁護士を目指したきっかけとかはあるのですか？

**A:**きっかけ…。一つは僕の父が法律的なことで困っていたからです。もう一つは、山岳部の先生が司法試験の勉強をしていて司法試験というのがあるということを知ったからです。

**Q:**では、その頃司法試験の存在を知って、弁護士を目指そうと思われたということですか？

**A:**弁護士には具体的には思いませんでしたが、法学部に行こうと思ったきっかけとなりました。弁護士になろうと思ったのは、やっぱり病気になったからだろうと思います。それと、弁護士になったら社会的に役立つ事ができると思ったからです。

**Q:**もし法曹じゃなかったら、何をしていたかとか考えたりしますか？

**A:**法曹じゃなかったら？

実は僕は南極の越冬隊員になりたかったんです(笑)子供の頃の夢ではね。山岳部にも入っていましたし。

**Q:**ではそろそろ核心に…仕事でのモットーを一言でいうと何ですか？

**A:**モットー…(笑)。誠意をつくして、依頼者にとって一番いい事を考えてあげることでしょうね。正確で、早くて、安く、妥当性があるということですかね。何がいいかというのはその人によって考え方が違うかもしれませんが。

**Q:**依頼者の意向とは違っていても、依頼者にとって最良の道を選ぶということですか？

**A:**それは、選択肢として言ってあげなければいけないでしょうね。

どうしても自分の考えと合わないのだったら、辞めなければいけないですが。その辺はなかなか難しいですね。

**Q:**弁護士をやっているやりの感じるときはどんなときですか？

**A:**それは、依頼者の意向にもそって、自分の満足できる結果が得られたとき。それしかないですね。

しかし、それは事件の場合だし、これからはそうではないこともしなければいけないと思いますね。法律的に専門家としての意見を出しているだけではなく、何が公正かということを考えていくことが大切です。企業とかも法的・技術的だけではなく、社会的妥当性の判断力を求めていますし。みんなが迷うことなので難しいことですが、そういうことも勉強していかなければいけないでしょうね。

**Q:**なるほど。ありがとうございました。

沖縄最北端の伊平屋島





# 旅行記 事務所



展望台から、黄昏時の函館。寒さを堪えて見る価値がありました。

今回の旅行は3月27日・28日の日程で、♪は～るばる、行って来ました函館へ！

函館空港に降り立つと、なん

と外は激しい雪でした。最初に訪れたのは、トラピスチヌ修道院。降りしきる雪の中、荘厳な雰囲気醸し出していました。見学後、嗅覚の鋭い一行は「函館一美味しい」と聞きつけて、修道院の近くの売店でソフトクリームを賞味。極寒の中で食べるとは、なんともしるべき食欲です。



トラピスチヌ修道院にて。すごい雪が降っていました！



憧れの「歳さま」とツーショット

次に訪れた五稜郭では、土方歳三ファンの女性数名が、土方の銅像を囲んでの記念撮影に大喜び。「歳さま！」と目を輝かせながら、銅像の顔のアップの写真を撮る姿は、若干理解し難いものがありましたが、旅行担当者としては喜んでもらえて良かったデス…。

その後、函館山の展望台へ。天候が気でしたが、展望台に着く頃には雪もおさまり一安心。寒さに震えながらも、夕暮れから夜景へと変わるロマンチックな景色に一同ウットリ。隣には、恋人…、ではなくて毎日顔を合わせる弁護士なのが、残念！

そして一日目の最後のお楽しみは宿での宴会。カラオケで大いに盛り上がり、腰元ダンサー付き「マツケンサンバⅡ」まで飛び出しました。

2日目は前日とうってかわって天気は良好。

まず、宿から中心部へは貸切の市電で。街並みを眺めながら、路面電車に揺られての移動はなかなか趣がありました。



これから貸切の市電に乗りま～す！

その後、自由行動となり各自思い思いに函館を散策。ほとんどの人が昼1時の集合までに2回の食事をしていました。もちろん、宿でしっかり朝ご飯を食べているのに。函館には海鮮丼・塩ラーメン・スープカレー等、美味しい物が沢山あり、皆、「胃袋が1つでは足りな～い！」といった感じでした。食べる事以外でも、市電を制覇した人や、旧函館区公会堂の貸衣装でドレスを着たグループなど、それぞれが函館を満喫しました。

1泊2日で函館、なんて無謀すぎやしないかと不安でしたが、多少の物足りなさ（食べ足りなさ？）を残しつつも、短い日程だっただけに凝縮した旅行ができたように思います。仕事への気力と、ついでに体重も増やして、無事旅を終えることができました。



旧函館区公会堂にて。素敵なドレスでしょ？

旅行担当者：稲山・森・岩田



チェックアウトの前に全員で記念に一枚！



## 編集後記

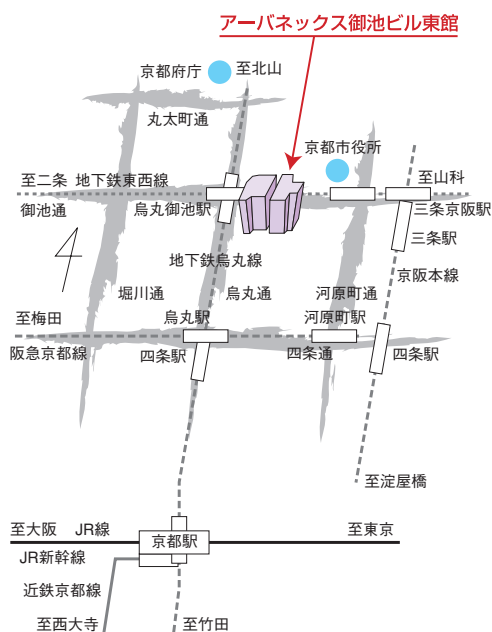


お陰様で、当事務所は今年で「10周年」という節目の年を迎える事ができました。

設立当初は、弁護士と事務局を併せて12名でのスタートでしたが、現在は26名の大所帯となりました。いままでの歩みを振り返りつつ、より一層皆様のご期待に応えられるように、今後も成長し続ける事務所でありたいと思っております。

事務所報「燦（第10号）」も今回は特別に「10周年記念号」ということで、オールカラーでのお届けとなります。10年をまとめた年表など、特集ページを設けてみましたが、如何でしょうか。ご意見、ご感想などお寄せ頂ければ、幸いです。

### 事務所へのアクセス



京都市市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。  
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ（3-2番出口からはエレベーターでも上がれます）

### 「燦」の由来

弁護士のバッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN（太陽）にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。

（創刊号巻頭言より）



発行人 御池総合法律事務所  
編集者 坂田 均・住田 浩史  
武部 真実・木村麻衣子  
岩田 潤美  
表紙写真 大下明日香